

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 25 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」に関する質疑応答集（Q&A）について

令和 3 年 4 月 23 日に開催された医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る人材に関する懇談会」での検討の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和 3 年 4 月 26 日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局健康課予防接種室事務連絡、以下「4 月 26 日事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。

今般、当事務連絡に関する質疑応答集を別添の通り作成いたしましたので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」に関する質疑応答集 (Q&A)

Q 1 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している場合にも、4月26日事務連絡の3.に規定する研修を受講する必要があるか。

A 1

協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している場合においても、新型コロナウイルス感染症への対応及びそのワクチンの性質等について最低限の知識を得た上で実施する必要があることから、4月26日事務連絡の3.に規定する研修の①～④の全ての研修を受講する必要がある。なお、「③ 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む。）」の実技研修は省略することが可能である。

Q 2 4月26日事務連絡の3.に規定する研修について、実施主体はどこになるのか。また、修了証は実施主体が発行してよいのか。

A 2

研修の実施主体については、自治体、地域歯科医師会、歯科大学、病院等が考えられ、修了証については受講者の管理を行う各実施主体が発行する。

Q 3 4月26日事務連絡において、「特例的に歯科医師がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場に限り」とあるが、「特設会場」には自治体が設置する特設会場が含まれるのか。また、病院を会場として地域住民に対しワクチン接種を行う場合に歯科医師がワクチン接種を行うことは可能か。

A 3

予防接種の実施主体である自治体の長が、ワクチン接種に必要な医師・看護師等の確保が困難と判断した場合は、自治体が設置する特設会場や地域住民を対象にワクチン接種を行う病院において、歯科医師がワクチン接種を行うことが可能である。

なお、この場合においても、地域医師会や地域歯科医師会等の関係者と調整の上、実施すること。